

歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続
について

令和6年1月30日

内閣府大臣官房公文書管理課長

申合せ

最高裁判所事務総局秘書課長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」
(平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ) 及び「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ)の実施について」(令和6年1月30日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ。以下「官房長・秘書課長・総務局長申合せ」という。)を運用するため、歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について、次のとおり申し合わせる。

なお、「歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続について」(平成25年6月14日内閣府大臣官房公文書管理課長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局第一課長申合せ)は廃止する。

1 裁判文書の移管

- (1) 内閣総理大臣は、独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の意見を聴いて、裁判文書の移管計画の案について最高裁判所長官と協議し、最高裁判所長官との合意に基づき裁判文書の移管計画を決定する。
- (2) 内閣総理大臣は、決定された(1)の移管計画に基づき、裁判文書の移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間、最高裁判所は、(1)の移管計画に基づき移管すべき裁判文書について廃棄の措置をとらないものとする。

2 司法行政文書の移管

- (1) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、毎年度当初、最高裁判所長官に対し、当該年度における司法行政文書の移管のスケジュールを示すとともに、当該年度において保存期間が満了することとなる司法行政文書（保存期間を延長する必要のあるものを除く。）のうち、官房長・秘書課長・総務局長申合せ2(1)アからウまでの一に該当すると認められるもの（官房長・秘書課長・総務局長申合せ2(2)イ①及び②に掲げるものを除く。以下同じ。）を申し出るよう求める。
- (2) 最高裁判所長官は、官房長・秘書課長・総務局長申合せ2(1)アからウまでの一に該当すると認められるものを内閣総理大臣に申し出る。この場合において、当該申出に係る司法行政文書の保存期間が当該年度の移管計画の決定前に満了することとなるときは、最高裁判所は、当該年度の移管計画の決定まで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。
- (3) 内閣府及び国立公文書館職員が、官房長・秘書課長・総務局長申合せ2(2)力に基づき当該年度に保存期間の満了する裁判所の保有する司法行政文書のうち、内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認める特定された文書の内容の把握及び精査のための提示及び説明を受けるに際しては、最高裁判所事務総局秘書課長は内閣府大臣官房公文書管理課長からの求めに応じ、司法行政文書の性質及び内容に応じて可能な範囲で、必要な協力をを行うものとする。
- (4) 内閣総理大臣は、最高裁判所長官からの申出を受け、国立公文書館の意見を聴いて、国立公文書館において保存することが適当なものとして移管を受ける司法行政文書の対象について最高裁判所長官と協議する。
- (5) 内閣総理大臣は、(4)と並行して、国立公文書館の意見を聴いて、官房長・秘書課長・総務局長申合せ2(1)エに該当する可能性のある司法行政文書があると認める場合、その移管の可否について最高裁判所長官と協議する。この場

合において、内閣総理大臣の協議を受けてから当該年度の移管計画の決定までの間に、当該協議に係る司法行政文書の保存期間が満了することとなるときは、最高裁判所は、当該年度の移管計画の決定まで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。

- (6) 内閣総理大臣は、(4)及び(5)の協議が全て調ったところで、最高裁判所長官との合意に基づき当該年度の司法行政文書の移管計画を決定する。
- (7) 内閣総理大臣は、決定された(6)の移管計画に基づき、保存期間が満了した司法行政文書について、順次移管を受けるものとする。この場合において、実際に移管するまでの間に、移管することとされた司法行政文書の保存期間が満了することとなるときは、最高裁判所は、実際に移管するまで当該司法行政文書の廃棄の措置をとらないものとする。